

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 1. 讃岐阿波沿岸の概要

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県詫間町荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藁場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした海岸は、「津田の松原」に代表される東讃地区と島しょ部にほぼ限られている状況であり、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。

一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和36年）では多くの地域で浸水被害が発生し、それ以降の台風においても浸水被害が発生していることから、高潮に対する安全性の確保が重要である。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。



瀬戸中央自動車道



小豆島



津田の松原



ウチノ海

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県三豊市荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藁場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした利用は、「津田の松原」に代表される東讃地区や瀬戸内海の一部の島の海岸に限られていることから、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。

一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和36年）や平成16年の台風16号では、多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮や波浪に対する安全性の確保が重要である。

また、平成26年1月には、地震調査研究推進本部から当沿岸に最も影響を及ぼす南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、地震・津波に対する十分な警戒が必要である。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 2. 讃岐阿波沿岸の区域

2. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる6市10町である。



- 香川県 : 東かがわ市、さぬき市、牟礼町、庵治町、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、
 多度津町、三野町、詫間町、直島町、土庄町、池田町、内海町
- 徳島県 : 鳴門市

旧

2. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる7市5町である。



- 香川県 : 東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、
 多度津町、三豊市、小豆島町、土庄町、直島町
- 徳島県 : 鳴門市

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

- ①両県の「海岸保全基本計画検討委員会」に隣接県は出席するとともに、各委員会における事務局による連絡会議を開催し、連携を図るとともに両県の考え方を尊重しつつ、計画を策定する。
- ②両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。
- ③「本基本計画」の内容としては、改正海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- ④「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」
 - その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」
- ⑤「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。
- ⑥「整備対象海岸」として抽出する海岸としては、防護上の観点から、国の補助事業である高潮（津波）対策事業、侵食対策事業、環境整備事業及び局部改良事業などを導入していく必要のある海岸とする。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等で対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。
- ⑦抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、実施計画段階で検討し、地元市町等の要望・意見を踏まえて決定していくこととする。
- ⑧「基本計画」の計画期間は、今後概ね 20 年間とするが、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

※なお、徳島県においては、「整備対象海岸」の優先度評価については、総合的な判断から、短期・中期・長期の3段階に区分する。

3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。
- 「本基本計画」の内容としては、改正海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」
 - その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。
- 海岸事業[※]を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等で対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業 等
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。

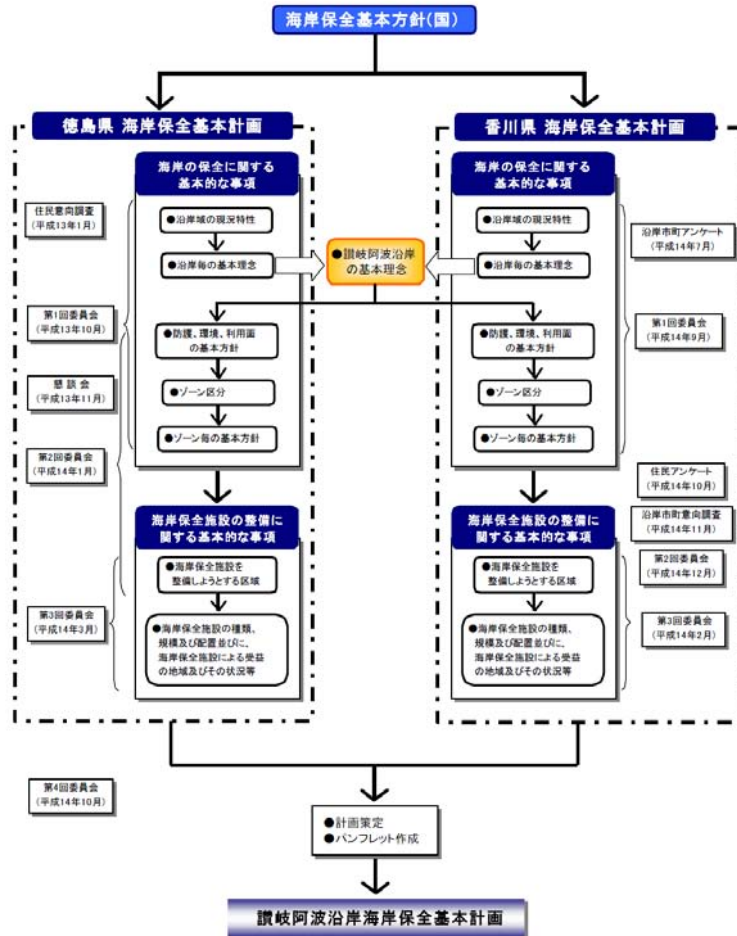
なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

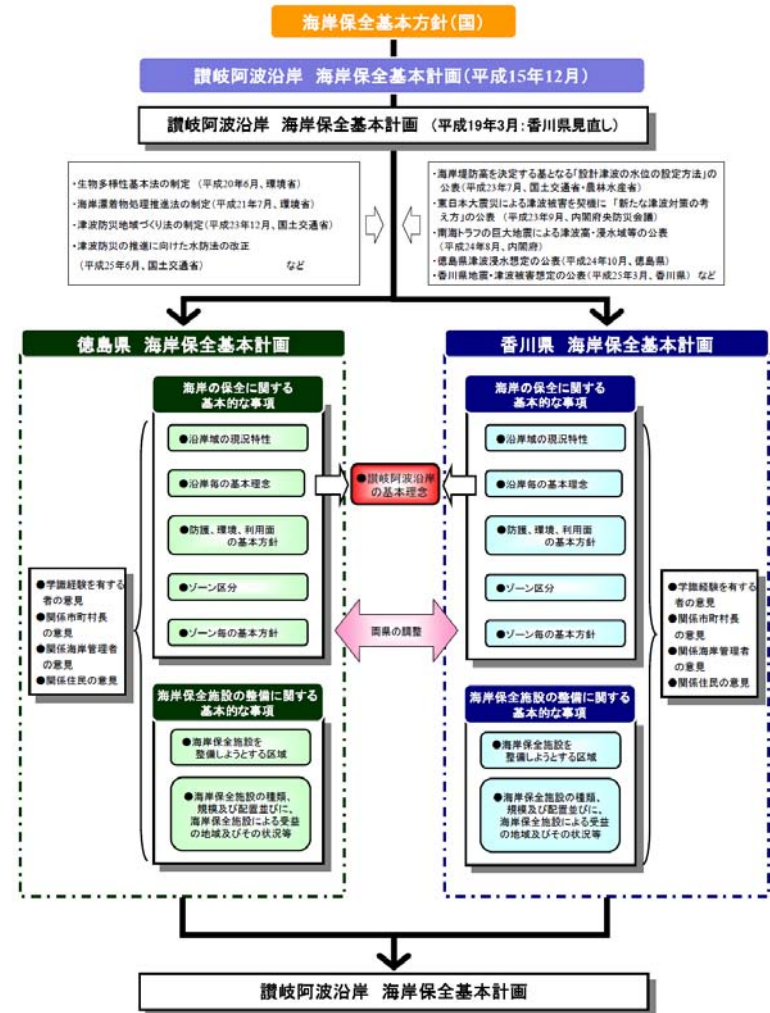
序論 海岸保全基本計画策定にあたって 3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー

3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

序論 海岸保全基本計画策定にあたって 4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、 にぎわいがあり 安全で親しみのある海岸の創出

【 安全で快適な海岸づくり 】

台風等の高潮や津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、高齢者や障害者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、 にぎわいがあり 安全で親しみのある海岸の創出

【 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

台風等の高潮や波浪、津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。

施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：○年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500mmと海部灘沿岸の約半分と少ない。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約18℃と県下他の2沿岸（紀伊水道西、海部灘）に比べ大きい。
○純内海性の播磨灘に面し、冬期に季節風の影響を受けるが、他の沿岸に比べ波浪は穏やかである。潮位差は県下3沿岸で最も小さい。
- 地形・地質：○阿讃山脈の東端が海に迫り平地は少ない。沖合は平坦な地形であるが、海岸沿いは沖合に比べ急峻で、砂浜は狭い状況である。
○陸域の地質は砂岩・頁岩の互層からなり、風化されやすい地質である。沖合の底質は砂・泥質が主体である。
- 生物相・水質：○沿岸部の植生はクロマツやアカマツ群落为主体である。特定植物群落は確認されていない。
○自然保護上貴重な動物種としては、日出湾周辺でカブトガニ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）の生息が確認されている。ただし、確認時期や数等の詳細は不明である。日出湾より東部の沿岸に貝類の生息確認地区が分布している。
○小鳴門海峡を中心に沿岸東部で藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されている。
○かつて日出湾に干潟が存在していたが、現在では消滅している。
○汚濁負荷量は少なく、CODに係わる環境基準はすべて達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。
- 自然公園・保護区：○ほぼ全域が瀬戸内海国立公園で、沿岸東部のウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、第2種・第3種特別地域に指定されている。沿岸西部の海域は、普通地域に指定され、一部大摩山県立自然公園の区域も含まれる。
○ウチノ海周辺一帯が銃猟禁止区域に、日出港北東部の山地が鳥獣保護区に指定されている。また、保安林は沿岸域に点在している。
- 海岸景観・文化財：○沿岸東部の島田島及び大毛島一帯は、海峡独特の美しい景観を形成している。鳴門は国指定の名勝地となっている。
○埋蔵文化財は、東部沿岸に集中して分布している。



山が海に迫る地形（鳥ヶ丸地先海岸）

207



日出港の様子

旧

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：○年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500mmと比較的温暖で、降水量も少ない。また、沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約18℃である。
○純内海性の播磨灘に面し、冬期に季節風の影響を受けるが、波浪は比較的穏やかである。
- 地形・地質：○阿讃山脈の東端が海に迫り平地は少ない。沖合は平坦な地形であるが、海岸沿いは沖合に比べ急峻で、砂浜は狭い状況である。
○陸域の地質は砂岩・頁岩の互層からなり、風化されやすい地質である。沖合の底質は砂・泥質が主体である。
- 生物相・水質：○沿岸部の植生はトベラ・ウバメガシ群落、ウバメガシアカマツ群落为主体である。特定植物群落は確認されていない。
○自然保護上貴重な動物種としては、日出湾周辺でカブトガニ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）の生息が確認されている。ただし、確認時期や数等の詳細は不明である。日出湾より東部の沿岸に貝類の生息確認地区が分布している。
○小鳴門海峡を中心に沿岸東部で藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されている。
○かつて日出湾に干潟が存在していたが、現在では消滅している。
○汚濁負荷量は少なく、CODに係わる環境基準はすべて達成している。
- 自然公園・保護区：○ほぼ全域が瀬戸内海国立公園で、沿岸東部のウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、第2種・第3種特別地域に指定されている。沿岸西部の海域は、普通地域に指定され、一部大摩山県立自然公園の区域も含まれる。
○ウチノ海周辺一帯と日出港北東部の山地が鳥獣保護区、島田島周辺が特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。また、保安林は沿岸域に点在している。
- 海岸景観・文化財：○沿岸東部の島田島及び大毛島一帯は、海峡独特の美しい景観を形成している。鳴門は国指定の名勝地となっている。
○埋蔵文化財は、東部沿岸に集中して分布している。



山地が海岸まで迫る地形



海峡独特の美しい景観を形成する島田島一帯

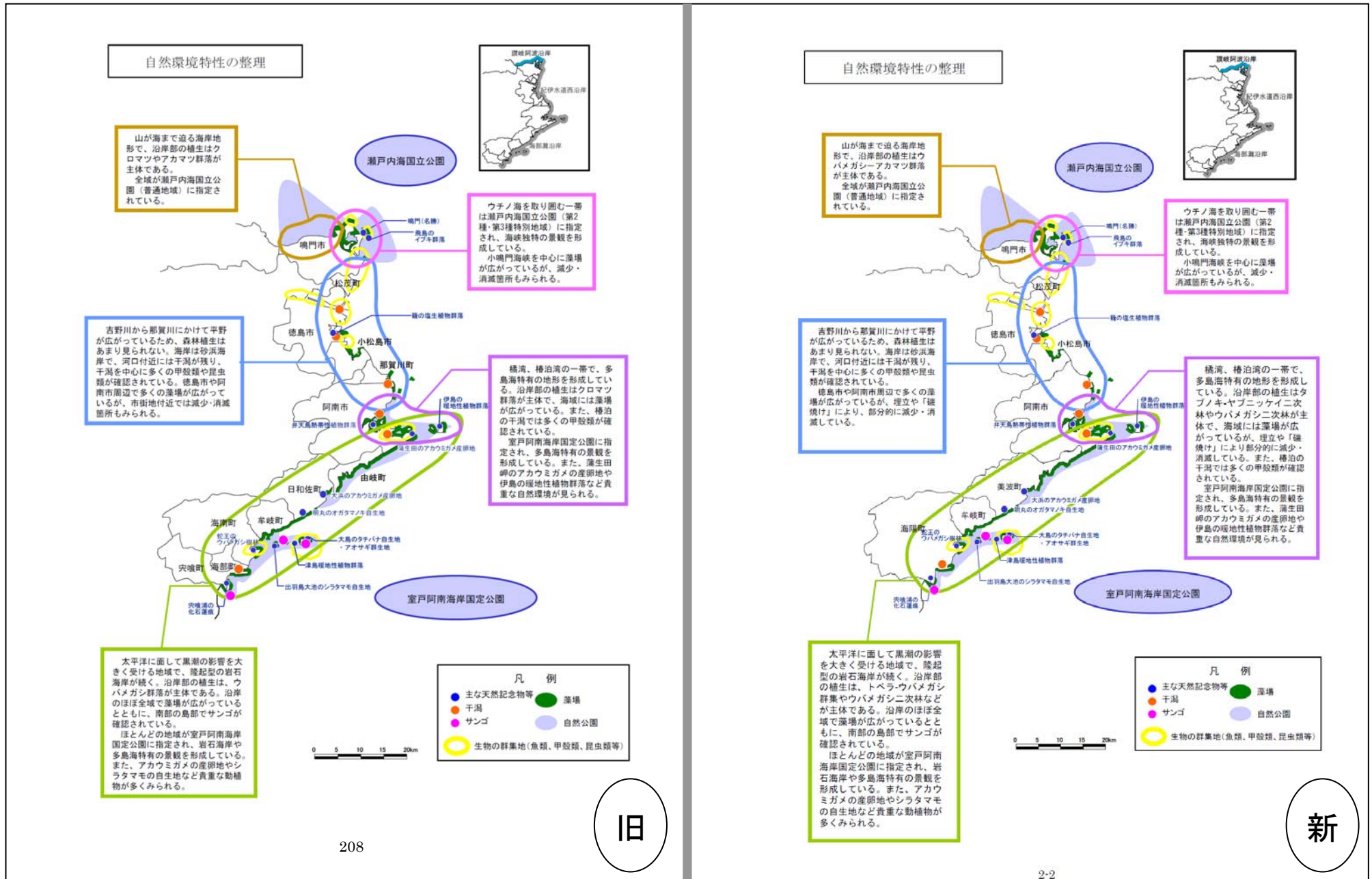
2-1

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状



讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状

(2) 社会環境特性の概要

- 土地利用及び人口分布** : ○当地域は、県内でも徳島市に次いで2番目に人口の多い鳴門市の北部に当たるが、人口は鳴門市東部に広がる市街地（紀伊水道西沿岸）に集中している。
○沿岸部の土地利用は、山地が海岸まで迫り山地が主体で、国道11号沿いの谷あい部に漁村集落が点在している。また、小鳴門海峡の西岸沿いに漁村集落が連担して形成されている。
- 交通** : ○当該地域の主要道路網は、香川県と県都徳島市を結ぶ形で沿岸部を通る国道11号とウチノ海の周りを通る県道により形成されている。また、平成10年春の本四連絡道路（神戸ー鳴門ルート）の開通により、関西方面へのアクセス性が飛躍的に向上している。
○鉄道網は当該地域の中心となる鳴門市中心部にはJR鳴門線が整備され、その接続先となるJR高徳線は内陸部を通過していることから、鳴門市中心部やJR鳴門線沿線以外の地域では鉄道の利便性は低い。
- 産業** : ○谷あいに漁村集落が形成されている地域であり、第1次産業の割合は鳴門市全体での値より高く、逆に第3次産業の割合は低い。
○京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上有利な地である。また、観光産業との関連も強い。



本四連絡橋



海沿いの集落（大浦漁港海岸）

(2) 社会環境特性の概要

- 土地利用及び人口分布** : ○当地域は、県内でも徳島市、阿南市に次いで3番目に人口の多い鳴門市の北部に当たるが、人口は鳴門市東部に広がる市街地（紀伊水道西沿岸）に集中している。
○沿岸部の土地利用は、山地が海岸まで迫り山地が主体で、国道11号沿いの谷あい部に漁村集落が点在している。また、小鳴門海峡の西岸沿いに漁村集落が連担して形成されている。
- 交通** : ○当該地域の主要道路網は、香川県と県都徳島市を結ぶ形で沿岸部を通る国道11号とウチノ海の周りを通る県道により形成されている。また、関西方面とは、本四連絡道路（神戸ー鳴門ルート）により結ばれており、アクセス性は良好である。
○鉄道網は当該地域の中心となる鳴門市中心部にはJR鳴門線が整備され、その接続先となるJR高徳線は内陸部を通過していることから、鳴門市中心部やJR鳴門線沿線以外の地域では鉄道の利便性は低い。
- 産業** : ○谷あいに漁村集落が形成されている地域であり、第1次産業の割合は鳴門市全体での値より高く、逆に第3次産業の割合は低い。
○京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上有利な地である。また、観光産業との関連も強い。



関西方面を結ぶ本四連絡橋

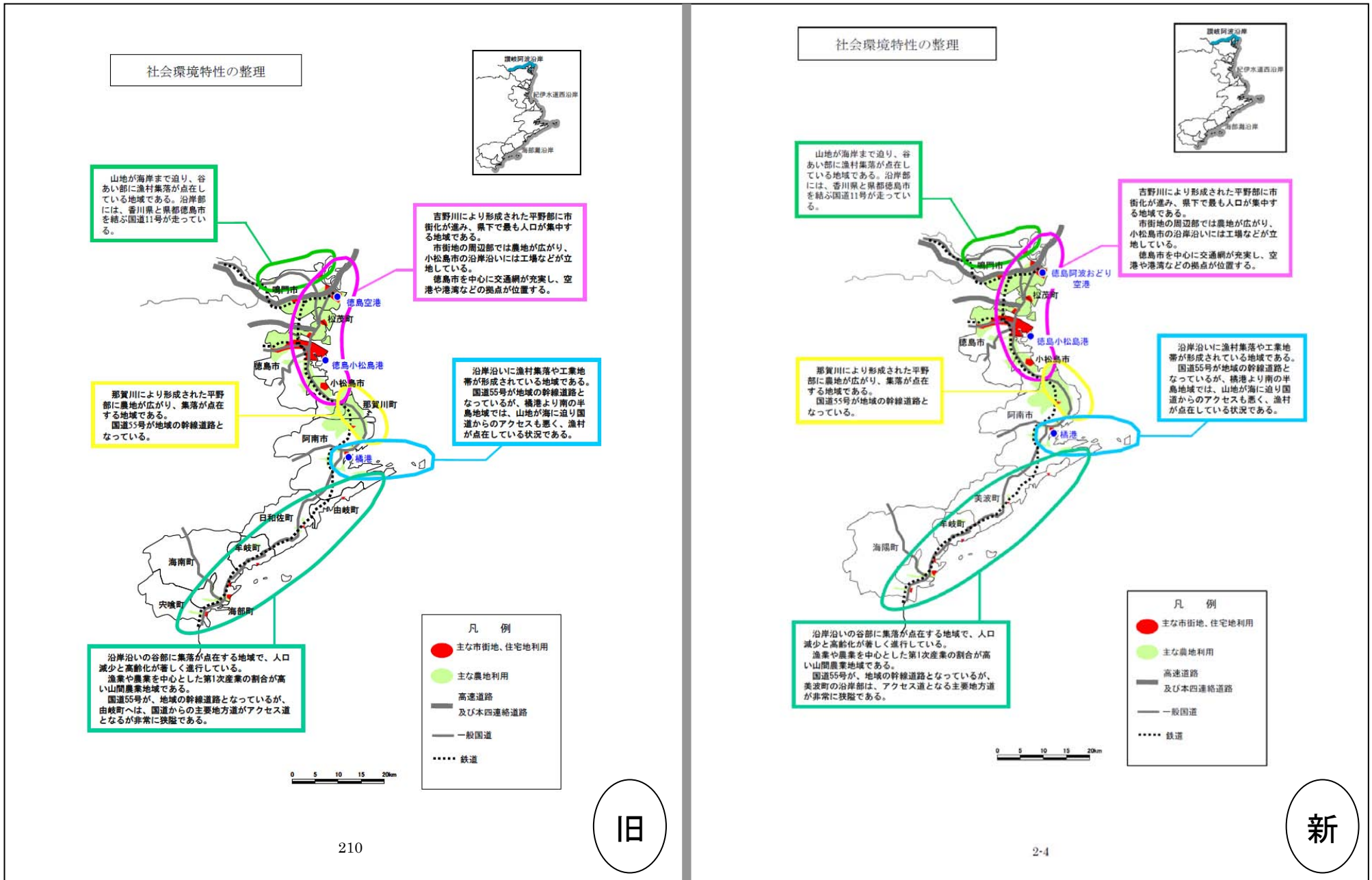


大浦漁港背後の漁村集落

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状



讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状

(3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
 - 瀬戸内海に面した沿岸部での風水害は少ないが、第二室戸台風（昭和36年）により小鳴門海峡西側で浸水被害を受けている。
 - 太平洋で発生する津波は鳴門海峡で減衰され、瀬戸内海で発生する津波は小さく過去に被害事例はないため、県下他の2沿岸（紀伊水道西、海部灘）に比べ津波に対する危険性は少ないと想定される。
 - 徳島県下において、最も被害をもたらす想定地震における当沿岸部での想定震度は6弱で、液状化の程度は低く、県下他の2沿岸に比べ地震に対する危険度は低いと想定される。平成7年の「兵庫県南部地震」では、ウチノ海に面する2箇所の海岸で護岸損傷の被害を受けた。
- 海岸侵食：
 - 全体的に海岸侵食を受けており、沿岸西部の折野海岸で侵食対策を行っている。
 - 土砂の供給源となる河川は、ほとんど見られない。
- 対象外力：
 - 主に北側に開けた海岸であり、太平洋からのうねりは減衰してしまうため、基本的に瀬戸内海を風域の場とする風波が対象外力となる。



侵食海岸（折野海岸）



小鳴門海峡の様子

旧

(3) 海岸特性の概要

- 海岸災害：
 - 瀬戸内海に面した沿岸部での風水害は少ないが、低地が多く潮の干満も大きいことから、第二室戸台風（昭和36年）により小鳴門海峡西側で浸水被害を受けている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大26,900人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動20cm）は、鳴門市栗田漁港で61分である。最大波の津波水位（T.P.）は2.7mとなっている。
 - 当沿岸では、南海トラフ巨大地震の津波に対する危険性は小さいと想定されるものの、沿岸部の一部で液状化による被害が発生することが予想される。
- 海岸侵食：
 - 全体的に海岸侵食を受けており、沿岸西部の折野海岸で侵食対策を行っている。
 - 土砂の供給源となる河川は、ほとんど見られない。
- 対象外力：
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で瀬戸内海を風域の場とする風波となる。



折野海岸



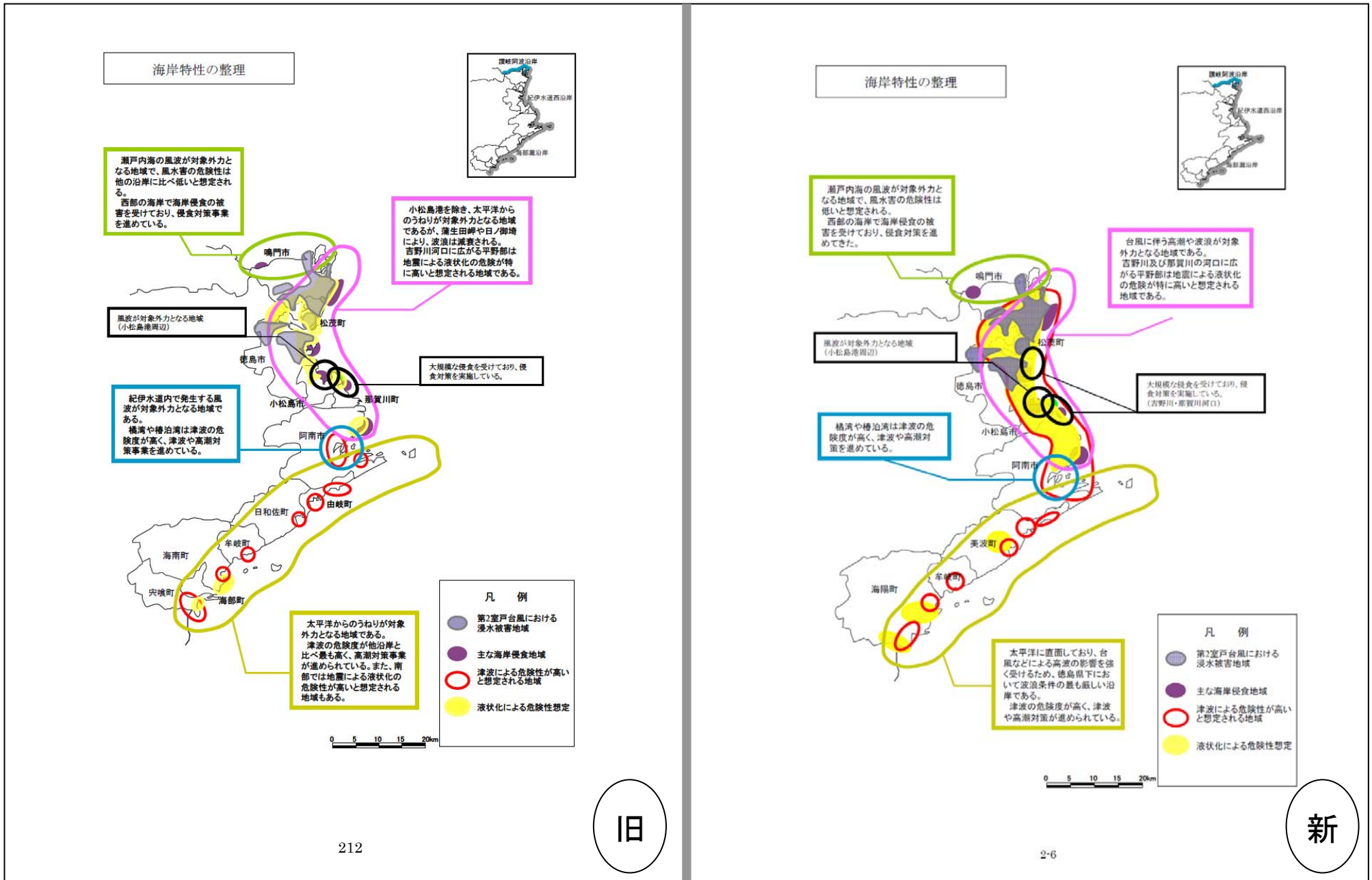
小鳴門海峡

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状



讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状

(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、まき網、小型定置網、小型底びき網、一本釣、刺網等であり、まだい、すずき、さわら、いわし、あじ、いぼだい及びえび等を漁獲している。
○大毛島と島田島に囲まれたウチノ海、小鳴門海峡、大毛島海岸及び北灘町沿岸には、浅海養殖漁場としての開発が進み、県下最大の養殖海域となっている。はまち、まだい、わかめ、のり及びかき等の養殖が盛んである。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場、キャンプ場及びサーフポイントはほとんどないが、釣りやヨットなどの利用が盛んである。
○沿岸東部には、鳴門海峡・鳴門スカイラインなどの名勝地がある。
○沿岸東部で渦開きや渦祭りが行われている。
- 港湾施設の利用 : ○折野港と亀浦港の2つの地方港湾を有するが、亀浦港では貨物の取扱いはなく、折野港の貨物取扱量は9千t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○主要地域計画としては、ウチノ海での観光・レクリエーション拠点の整備が図られている。また、土地利用希望として、室・撫佐地区での漁港関連整備が挙げられる。



浅海養殖漁業（ウチノ海）



鳴門海峡の様子

旧

(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、小型定置網、小型底びき網、刺網等であり、ブランド「鳴門鯛」で知られるマダイをはじめ、スズキ、サワラ、イワシ、アジ、イボダイ及びエビ等を漁獲している。
○大毛島と島田島に囲まれたウチノ海、小鳴門海峡、大毛島海岸及び北灘町沿岸には、浅海養殖漁場としての開発が進み、県下最大の養殖海域となっている。特に、ブランド「鳴門わかめ」で知られるワカメの養殖が盛んで、他にも、ハマチ、マダイ、ノリ及びかき等の養殖が行われている。
- 観光レクリエーション利用 : ○海水浴場、キャンプ場及びサーフポイントはほとんどないが、釣りやヨットなどの利用が盛んである。
○沿岸東部には、鳴門海峡・鳴門スカイラインなどの名勝地がある。
○沿岸東部で渦開きや渦祭りが行われている。
- 港湾施設の利用 : ○折野港と亀浦港の2つの地方港湾を有するが、亀浦港では貨物の取扱いはなく、折野港の貨物取扱量は260t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望 : ○主要地域計画としては、ウチノ海での観光・レクリエーション拠点の整備が図られている。また、土地利用希望として、室・撫佐地区での漁港関連整備が挙げられる。



浅海養殖漁業の盛んなウチノ海



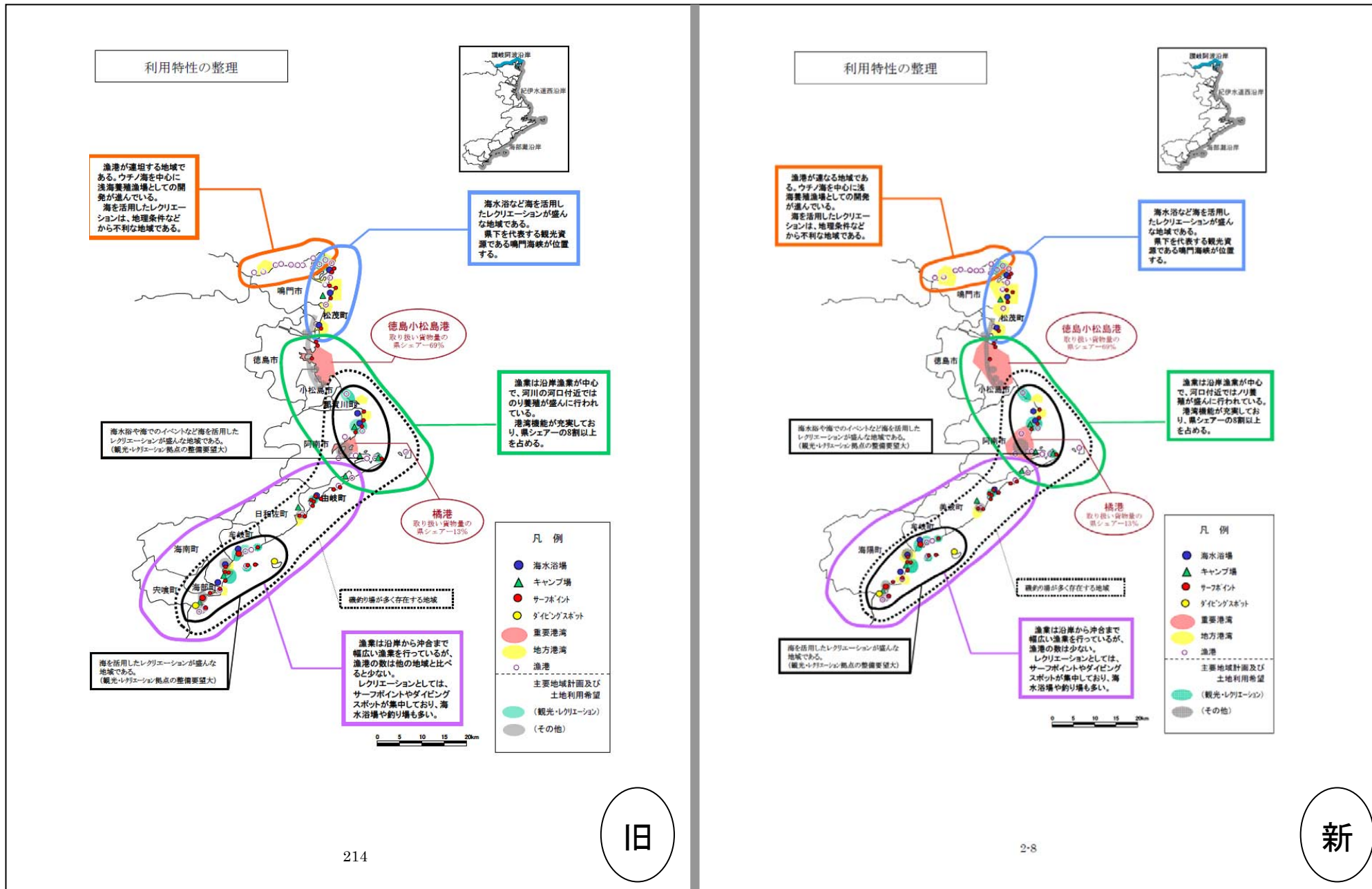
沿岸を代表する名勝地である鳴門海峡

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1. 海岸の現状



讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1.海岸の現状

(5) 住民意識の概要

住民意識については、海岸保全基本計画策定のための基礎調査として実施した住民アンケート調査（配布数 3,150 人、回答者 1,301 人、回答率 41.3%）と沿岸城市町村アンケート（4 市 8 町）の結果をとりまとめたものである。

- 全 般： ○防護では、景観に配慮した上での積極的な整備を望む声が最も高く、またレクリエーション利用要望も高い。
○海辺の将来については、利用面の充実を図るとともに、ソフトによる環境保全の充実への要望が高くなっている。
- 防 護： ○被災経験があると答えた人の割合が高く、日頃から危機感をもっている人の割合も 3 沿岸中最高。
○整備の方向性としては、自然環境等に配慮した上での整備を望む声が多い。また、全体的に改善志向が強く、特に景観の改善を望む声が県下他の 2 沿岸（紀伊水道西、海部灘）に比べ高い。
○整備の手段としては、沖合いでの防護を望む声が多い。
- 環 境： ○景観や生物生息環境が悪くなったと感じる人の割合が県下 3 沿岸中最高、自然の豊かさを実感していない人が多い。
○守ってほしい動植物としては、「松林」・「ハマボウ」など植物が多い。動物では「貝類」が挙げられる。守ってほしい景勝地は特に無い。
○自然の環境を守る意識としては、海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
- 利 用： ○現状では、海岸の来訪度は高いものの、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用がしにくい状況にあると感じる人が多い。
○海岸施設の要望としては、「道路」・「魚釣り」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーションの希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「魚釣り」の順で多く、全体として参加意識は県下 3 沿岸中最高。
○整備の方向性としては、レクリエーションなどの利用面での要望が県下 3 沿岸中最高。



彫刻公園（大須海岸）



沖合い防護（大須海岸）

(5) 住民意識の概要

- 全 般： ○防護では、景観に配慮した上での積極的な整備を望む声が最も高く、またレクリエーション利用要望も高い。
○海辺の将来については、利用面の充実を図るとともに、ソフトによる環境保全の充実への要望が高くなっている。
○海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防 護： ○被災経験があると答えた人の割合が高く、日頃から危機感をもっている人の割合も高い。
○整備の方向性としては、自然環境等に配慮した上での整備を望む声が多い。また、全体的に改善志向が強く、特に景観の改善を望む声が多い。
○整備の手段としては、沖合いでの防護を望む声が多い。
- 環 境： ○景観や生物生息環境が悪くなったと感じる人の割合が高い。
○守ってほしい動植物としては、「松林」・「ハマボウ」など植物が多い。動物では「貝類」が挙げられる。
○自然の環境を守る意識としては、海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
○海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
- 利 用： ○現状では、海岸の来訪度は高いものの、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用がしにくい状況にあると感じる人が多い。
○海岸施設の要望としては、「道路」・「魚釣り」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーションの希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「魚釣り」の順で多い。
○整備の方向性としては、レクリエーションなどの利用面での要望が多い。



ウチノ海を臨む
高島地先海岸沿いの散策路

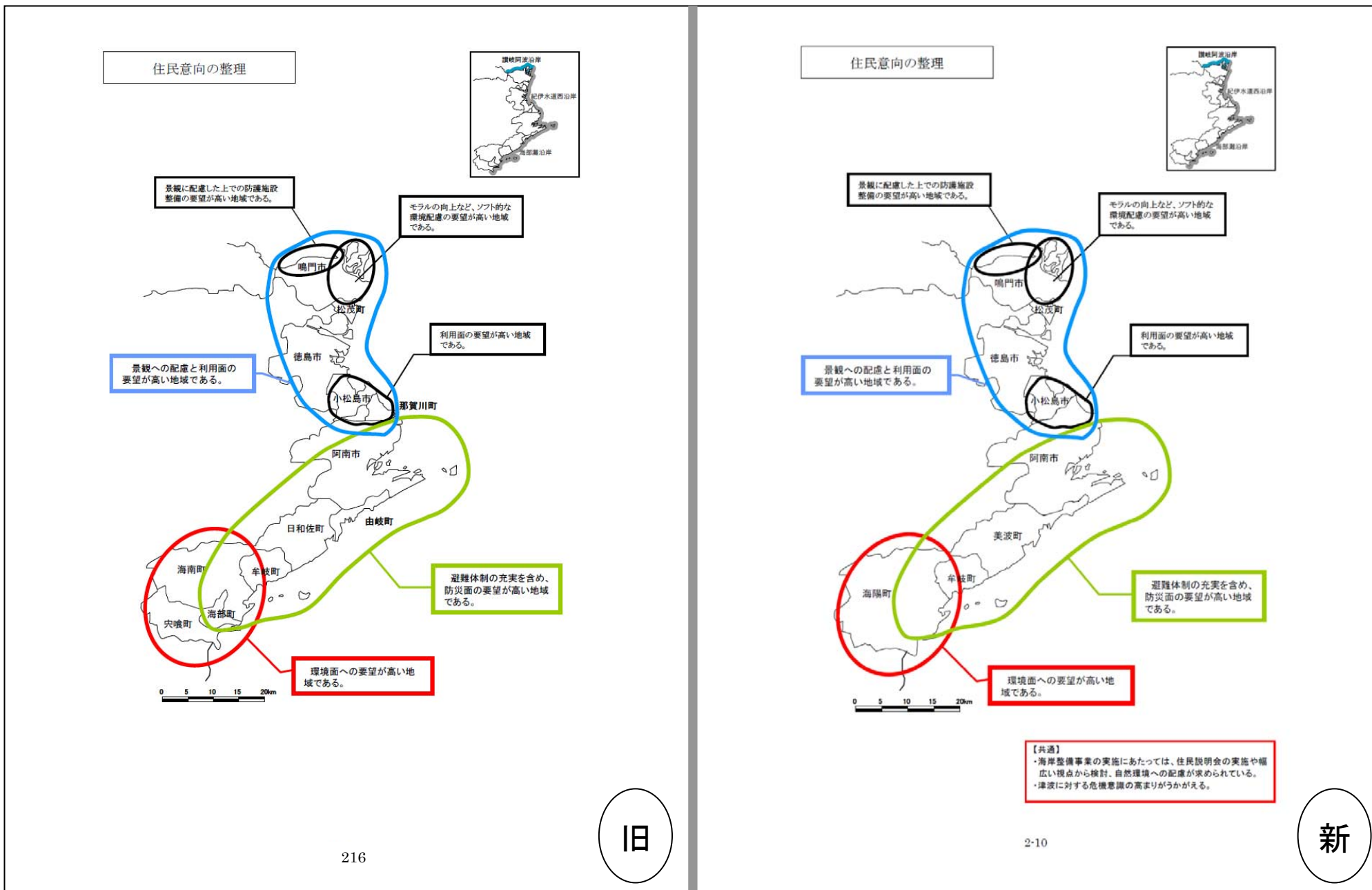


大須海岸での沖合い防護対策

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-1.海岸の現状



讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1.海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-3.現状課題 基本理念基本理念

1-4.讃岐阿波沿岸域の海岸保全移管する基本理念

1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

波浪の比較的穏やかな瀬戸内海に面しているが、背後に香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号や集落が存在する区間については、波浪に対する安全性の確保が必要である。第二室戸台風により小鳴門海峡西側では浸水被害を受けており、高潮に対する安全性の確保が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

(2) 環境面での課題

ウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、瀬戸内海国立公園の第2種・第3種特別地域に指定されており、特に自然環境の保護に対する配慮が必要である。

沿岸東部では小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されており、藻場の保護・保全に配慮する必要がある。また、海峡独特の美しい自然景観の保全が必要である。

(3) 利用面等での課題

現在、海辺でのレクリエーション空間が少なく、また海辺に近づきにくい海岸が多い状況である。地域住民と海岸とのつながりを深めるとともに、漁村集落などの生活環境の向上を図るため、海岸におけるレクリエーション空間の創造や利便性の向上への配慮が必要である。

また、京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上の有利性を活かした漁業振興や観光面での連携が必要である。

1-4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

讃岐阿波沿岸（播磨灘：徳島県域）における海岸の現状や課題と香川県域での考え方を踏まえ、序論における7Pに示す「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、様々な人々の交流が生まれる安全で親しみのある海岸の創出」を両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

波浪の比較的穏やかな瀬戸内海に面しているが、背後に香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号や集落が存在する区間については、波浪に対する安全性の確保が必要である。

第二室戸台風の高潮によりウチノ海周辺では浸水被害を受けており、高潮に対する安全性の確保が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

ウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、瀬戸内海国立公園の第2種・第3種特別地域に指定されており、特に自然環境の保護に対する配慮が必要である。

沿岸東部では小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されており、藻場の保護・保全に配慮する必要がある。また、海峡独特の美しい自然景観の保全が必要である。

(3) 利用面等での課題

現在、海辺でのレクリエーション空間が少なく、また海辺に近づきにくい海岸が多い状況である。地域住民と海岸とのつながりを深めるとともに、漁村集落などの生活環境の向上を図るため、海岸におけるレクリエーション空間の創造や利便性の向上への配慮が必要である。

また、京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上の有利性を活かした漁業振興や観光面での連携が必要である。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。具体的には、優れた消波機能を持つ砂浜や松林などの海浜植生の保全、景観に配慮した潜堤及び海岸へのアクセスに配慮した階段護岸の整備などに努める。
- 国道11号や集落が位置する海岸では、自然環境や海岸利用にも配慮しつつ、波浪などに対する安全性の向上に努める。
- ウチノ海周辺では、生物生息環境の保全に配慮しつつ、高潮に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、瀬戸内海特有の自然景観との調和に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。

< 海岸防護の目標 >

◆ 防護すべき地域 ◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮（越波）に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 国道11号や集落が存在する海岸では、台風に伴う波浪に対する安全性の向上に努める。
- ウチノ海周辺では、台風に伴う高潮に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆ 防護すべき地域 ◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・ 高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・ 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・ 津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。
【平成26年3月11日指定】

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2.海岸の防護に関する事項

◆防護水準◆

①高潮（越波）

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・地域住民の参画により、環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

②侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮（越波）、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_0' (換算沖波)、 T_0' (周期)	
No. 1～No. 11	鳴門市	T.P.+2.30～+2.70m	$H_0' = 2.2\text{m} \sim 3.5\text{m}$ $T_0' = 6.0\text{s} \sim 7.6\text{s}$	現在の汀線維持もしくは必要に応じて汀線の回復
No. 12～No. 21	鳴門市	T.P.+1.45～+2.40m	$H_0' = 0.6\text{m} \sim 3.4\text{m}$ $T_0' = 2.9\text{s} \sim 7.6\text{s}$	

③津波

- ・当沿岸では、津波は堤防を越流しないと想定されている。

④地震及び液状化

地震及び地震による液状化に対しては、その危険度の高い地域が広範囲であること、また根本的な施設の改良を伴うためその工事に巨額の費用や期間を要することより、緊急度の高い海岸から優先的に実施できるかどうかを検討する。

また、地盤の地質などの詳細な現況調査は実施し、危険箇所の正確な把握を行なうとともに、各自治体が行なうソフト対策に活用するなど、津波対策と同様に地域住民と一体となったソフト面での総合的な対策を図る。

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

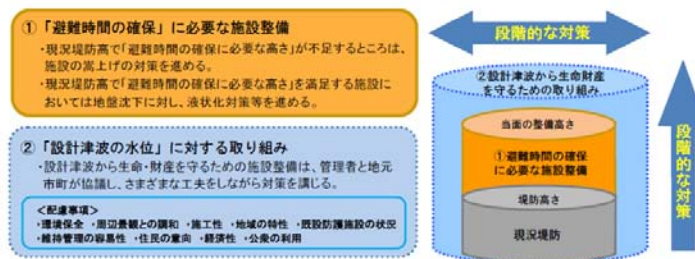
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_0' (換算沖波)、 T_0' (周期)	
No. 1～No. 11	鳴門市	T.P.+2.30～+2.70m	$H_0' = 2.2\text{m} \sim 3.5\text{m}$ $T_0' = 6.0\text{s} \sim 7.6\text{s}$	現在の汀線維持もしくは必要に応じて汀線の回復
No. 12～No. 21	鳴門市	T.P.+1.45～+2.40m	$H_0' = 0.6\text{m} \sim 3.4\text{m}$ $T_0' = 2.9\text{s} \sim 7.6\text{s}$	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。



※「避難時間」は、「設計津波（L1津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避し、自然と共生する海岸づくりに努める。
- 特に、島田島や大毛島一帯の瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然景観などの保全に努める。
- 自然環境の保全を図るために、地域住民や来訪者のマナー啓発や美化活動等を推進する。
- 保全施設の整備にあたっては、自然景観に配慮した工法を採用する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然景観や安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルート表示、案内標識の整備による利便性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障害者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のバリアフリー化に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。
〔 「生物多様性基本法」 平成20年6月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成25年10月策定 〕
- 島田島や大毛島一帯の瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然環境・景観の保全に努める。
- 自然環境の維持や保全を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動を促進する。
〔 「海岸漂着物処理促進法」平成21年7月15日施行
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕
- 小鳴門海峡を中心とした藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

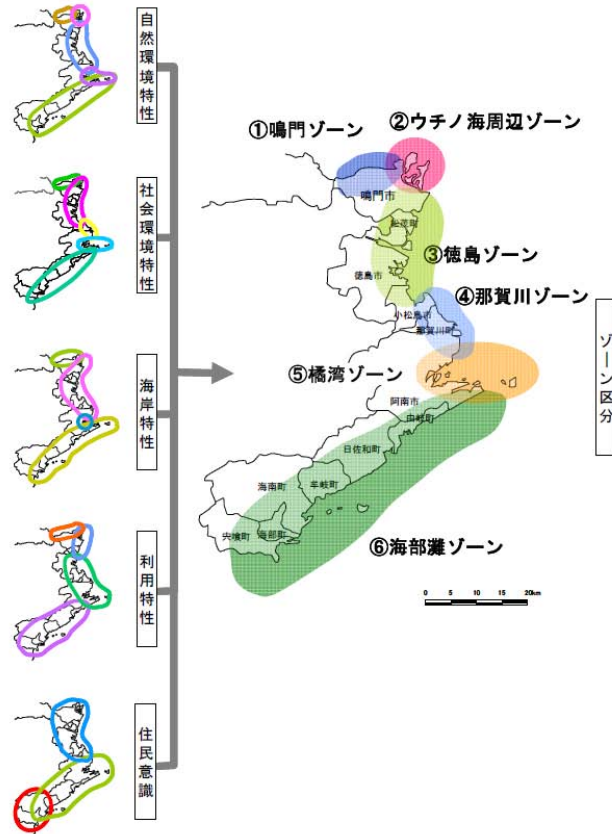
讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、讃岐阿波沿岸（播磨灘：徳島県域）は、①鳴門ゾーンと②ウチノ海ゾーンの2つのゾーンに位置づけている。各ゾーンの基本方針を次頁に示す。

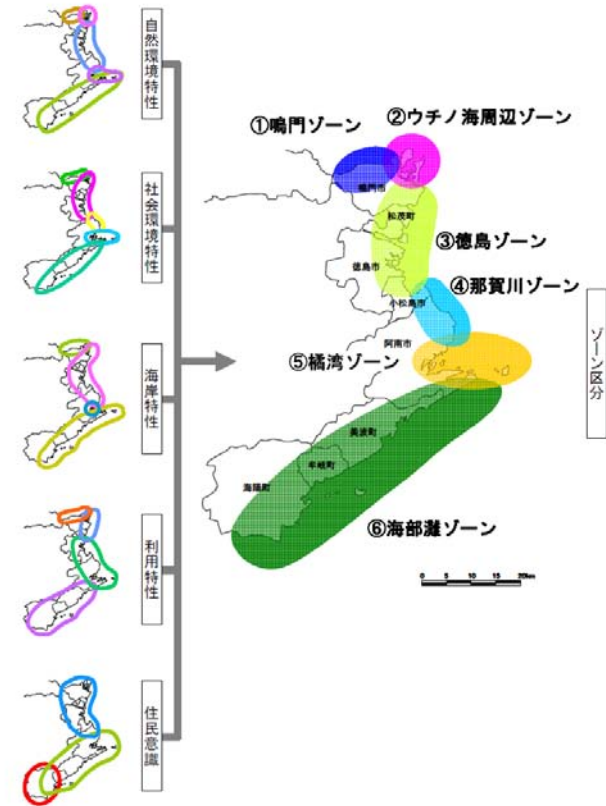


旧

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、讃岐阿波沿岸（播磨灘：徳島県域）は、①鳴門ゾーンと②ウチノ海ゾーンの2つのゾーンに位置づけている。各ゾーンの基本方針を次頁に示す。



新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

①鳴門ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業生産・生活環境・海岸景観の向上への配慮

【防護の方針】

- 国道11号や集落の波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる砂浜の保全・回復に努める。

【環境の方針】

- 景観面に配慮した施設整備に努める。
- 美化活動などモラルの向上に対する啓発に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

①鳴門ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業生産・生活環境・海岸景観の向上への配慮

【防護の方針】

- 国道11号や集落の波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる砂浜の保全・回復に努める。

【環境の方針】

- 景観面に配慮した施設整備に努める。
- 美化活動などモラルの向上に対する啓発に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1.海岸保全施設を整備しようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定及び優先度の評価

1-2. 整備対象海岸の選定及び優先度の評価

<鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価				整備の 方向性 (海岸タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 詳細(津波)
					整備優先項目		整備配慮項目					
					防護面	利用面	防護面	利用面				
1	碓の浦漁港海岸	水産(鳴門市)	鳴門市	725	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
2	大湊地先海岸	国土(建)	鳴門市	270	D	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—
3-1	折野港海岸(大湊地区)	国土(運)	鳴門市	1020	C	C	B	配慮	維持	環境調和	—	—
3-2	折野港海岸(北瀬西地区)	国土(運)	鳴門市	1701	B	B	B	配慮	維持	環境調和	I	○(高潮、浸食)
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(運)	鳴門市	741	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(運)	鳴門市	1387	B	B	B	配慮	維持	環境調和	I	○(高潮、浸食)
4	三津漁港海岸	水産(鳴門市)	鳴門市	690	D	D	B	配慮	維持	環境調和	—	—
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(建)	鳴門市	560	D	D	B	配慮	維持	環境調和	—	—
6-1	大湊漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	923	D	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—
6-2	大湊漁港海岸(大湊地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	637	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
7	大湊地先海岸	国土(建)	鳴門市	175	D	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—
8	栗田地先海岸	国土(建)	鳴門市	1088	C	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—
9	栗田漁港海岸	水産(県)	鳴門市	526	B	—	B	配慮	維持	環境調和	II	○(高潮)
10	榑木地先海岸	国土(建)	鳴門市	635	D	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	561	B	—	C	配慮	配慮	環境調和	III	○(高潮)
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	261	D	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	—

アセスメント評価(津波)は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実際においては各対象海岸の前後状況や地域のニーズに応じて生活環境等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を超える危険性がないため、評価を行っている地区は(—)で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を で示す。

旧

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

<鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地					
1	碓の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	725	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
2	大湊地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	270	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-1	折野港海岸(大湊地区)	国土(港湾)	鳴門市	1020	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-2	折野港海岸(北瀬西地区)	国土(港湾)	鳴門市	1701	C	A	B	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮、浸食
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	741	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	1387	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	690	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	560	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-1	大湊漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	923	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-2	大湊漁港海岸(大湊地区)	農水(水産)	鳴門市	637	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
7	大湊地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
8	栗田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1088	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
9	栗田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	526	B	A	—	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮
10	榑木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	635	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	561	B	A	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	261	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を で示す。

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1.海岸保全施設を整備しようとする区域 1-2.整備対象海岸の選定及び優先度の評価

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現状評価				整備の 方向性 (重要タイプ)	優先度評価	対象海岸の抽出 (導入事業)	参考: アセスメント 評価(津波)
					整備優先項目		整備配慮項目					
					防護面	防護面	環境面	利用面				
12-1	日出漁港海岸(日出地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	1757	D	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	—
12-2	日出漁港海岸(小海地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	1205	D	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	—
13	小池地先海岸	国土(建)	鳴門市	115	C	—	D	配慮	維持	環境調和	—	—
14-1	瀬戸漁港海岸(大島田地区)	水産(県)	鳴門市	220	C	—	D	配慮	配慮	環境調和	—	—
14-2	瀬戸漁港海岸(室浦北第1地区)	水産(県)	鳴門市	332	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
14-3	瀬戸漁港海岸(室浦北第2地区)	水産(県)	鳴門市	2781	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
14-4	瀬戸漁港海岸(室浦地頭地区)	水産(県)	鳴門市	577	D	D	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
14-5	瀬戸漁港海岸(向地区)	水産(県)	鳴門市	330	C	C	B	配慮	配慮	環境調和	—	—
14-6	瀬戸漁港海岸(阿波中小島田地区)	水産(県)	鳴門市	1094	A	A	C	配慮	配慮	環境調和	I	○(高潮)
14-7	瀬戸漁港海岸(室の浦・阿波沖地区)	水産(県)	鳴門市	710	D	D	C	配慮	配慮	環境調和	—	—
15-1	室津漁港海岸(田ノ浦地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	540	D	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	E
15-2	室津漁港海岸(在所谷地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	672	D	—	C	配慮	配慮	環境調和	—	E
16	亀津漁港海岸(福池地区)	水産(鳴門市)	鳴門市	586	D	—	B	配慮	配慮	環境調和	—	E
17	高島地先海岸	国土(建)	鳴門市	1760	B	—	C	配慮	促進	利用促進	II	○(補修・国補)
18	三ツ石地区海岸	国土(建)	鳴門市	674	D	—	D	配慮	配慮	環境調和	—	—
19	鳴門海岸(横山地区)	農村	鳴門市	1370	B	—	D	配慮	配慮	環境調和	III	○(高潮)
20	藤牧漁港海岸	水産(鳴門市)	鳴門市	1277	A	—	D	配慮	促進	利用促進	I	○(高潮・環境)
21	室の浦地先海岸	国土(建)	鳴門市	557	D	—	B	配慮	維持	環境調和	—	—

アセスメント評価(津波)は、最大級である1854年安政南海地震を想定してシミュレーションした津波を基本とするが、実施においては各対象海岸の背後状況や地域のニーズに応じて生活環境面等を総合的に判断して設定する。また、津波が堤防を超える危険性がないため、評価を行っている地区は「—」で表示している。

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

旧

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (重要タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	浸食	背後地					
12-1	日出漁港海岸(日出地区)	農水(水産)	鳴門市	1757	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
12-2	日出漁港海岸(小海地区)	農水(水産)	鳴門市	1205	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
14-1	瀬戸漁港海岸(大島田地区)	農水(水産)	鳴門市	220	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
14-2	瀬戸漁港海岸(室浦北第1地区)	農水(水産)	鳴門市	332	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-3	瀬戸漁港海岸(室浦北第2地区)	農水(水産)	鳴門市	2781	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-4	瀬戸漁港海岸(室浦地頭地区)	農水(水産)	鳴門市	577	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-5	瀬戸漁港海岸(向地区)	農水(水産)	鳴門市	330	A	C	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
14-6	瀬戸漁港海岸(阿波中小島田地区)	農水(水産)	鳴門市	1094	A	A	A	C	II	配慮	配慮	環境調和	
14-7	瀬戸漁港海岸(室の浦・阿波沖地区)	農水(水産)	鳴門市	710	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-1	室津漁港海岸(田ノ浦地区)	農水(水産)	鳴門市	540	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-2	室津漁港海岸(在所谷地区)	農水(水産)	鳴門市	672	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	
16	亀津漁港海岸(福池地区)	農水(水産)	鳴門市	586	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1760	B	C	—	C	II	配慮	促進	利用促進	
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	674	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
19	鳴門海岸(横山地区)	農水(農村)	鳴門市	1370	B	A	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
20	藤牧漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1277	B	A	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
21	室の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	557	B	C	—	B	II	配慮	維持	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を ■ で示す。

新

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画新旧対照

讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 2. 海岸保全施設の概要及び受益の地域等



旧

新